

交通事故損害額の無料算定について

- 1 交通事故に遭われた方の中には、「相手方や保険会社にどれだけの請求ができるか」、「保険会社から提示された金額が妥当なのか」とお悩みの方も多々と思われまゝ。
- 2 当事務所では、事情をお聞きし、資料をお出しいただくことによつて、弁護士による損害額の無料算定を行います。まずはお電話による無料カウンセリング（15分程度）にてご相談いただき、算定に必要な資料をお出しくたさい（電話でのご相談が困難な場合には、メールにて算定に必要な事情・資料をお問い合わせいただくことも可能です）。折り返し、メールにて弁護士による算定表をお送りいたします。

※ なお、お聞きした事情やお出しいただいた資料から分かる限りでの算定となりますので、実際に請求できる金額とは異なる場合がございます。予めご了承ください。

【お出しいただく資料・お知らせいただく事情の例】

<入院された場合>

- ・入院された期間

【平成 年 月 日～平成 年 月 日】

- ・入院費用として被害者ご自身が病院に支払った金額

【 円】

<通院された場合>

- ・通院された日にち（期間・日数）

【平成 年 月 日～平成 年 月 日のうち 日間】

- ・治療費として被害者ご自身が病院・薬局に支払った金額

【 円】

- ・通院のために要した交通費

【1回あたり 円】

<仕事を休まれた場合>

- ・（お勤めの方）会社から交付された休業損害証明書

- ・（自営業の方）過去3か月の各月の収入、仕事を休んだ日数

【 月 円, 月 円, 月 円, 日間】

<後遺障害認定を取っている場合>

- ・後遺障害認定の等級

【 級】

※PDFファイルを印刷の上、必要事項を明記したものを送りください。

Mail : sodan@sodan-site.com

FAX:045-212-1507

送付先：〒231-0062

横浜市中区桜木町一丁目1番地8日石横浜ビル24階

桜木町法律事務所 宛

※郵送の際は返信用の封筒に82円の切手を貼ったものを同封してください。